

「ウォーターサーバーの勧誘トラブル」について（再通知）

2025年4月18日

広報委員会 座長 丸尾裕之

2024年11月6日付で国民生活センターより、「ウォーターサーバーの勧誘トラブル」に関する注意喚起が発表されました。

ショッピングセンター等の商業施設内で勧誘され、「解約を申し出ると、勧誘時に説明がなかった違約金を請求された」「ウォーターサーバーのレンタル契約を結んだつもりが、購入契約となっていた」等の内容となります。

■相談内容一例

- ・ 解約料をキャッシュバックすると強引な勧誘を受けたが実際はキャッシュバック適用外だった。
- ・ 今契約するとお得だという説明のみで、違約金等について全く説明がなかった。
- ・ ウォーターサーバーのレンタルだと思い契約したが、実際は割賦の売買契約になっていた。
- ・ 急かされて契約したが、帰宅後に契約内容を確認すると説明と異なっていた。

《国民生活センター発表内容》

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20241106_1.html

また、当協会会員の社名を名乗り、「ただ契約先を変えるだけです」「運営会社に変更となりました」等と偽って営業を行う業者もいるので十分にお気を付けください。

当協会に加盟している会員会社においては、上記のような勧誘は行っておりませんのでご安心ください。当協会は、宅配水業界の健全な業界づくり及び発展にこれからも尽力し、お客様に安心、満足をお届けできるよう努めてまいります。

以上



一般社団法人

日本宅配水&サーバー協会

Japan Delivery Water & Server Association